

役員選任に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）が定款第20条の規定に基づき、理事及び監事の選任を適正に行うため必要な事項を定める。

(選任する役員の数)

第2条 役員の選任定数は、定款第19条第1項の規定により、理事及び監事の員数については、その範囲内で理事会がその都度決定する。

2 前項により選任された役員に欠員が生じても、その員数が定款第19条第1項に規定する下限以上であるときは、補欠選任をしないことができる。

(被選任候補者)

第3条 被選任候補者は、次のとおりとする。

- (1) 5人以上の社員より連署をもって推薦された者。ただし、土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）は、1人として数える。
- (2) 理事会が推薦した者。
- (3) 理事長が推薦した者。

(選任者の届出)

第4条 前条の被選任候補者の推薦者は、総会の10日前までに届出書（別に理事会で定める）を選考委員会に届け出なければならない。

第2章 選考委員会

(選考事務の管理執行)

第5条 役員の選考に関する事務を管理執行するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(選考委員の選出)

第6条 選考委員（以下「委員」という。）は、別表に定める地区ごとの社員の互選により選出するものとする。その員数は、地区の社員数50人以内は1人、50人を超える場合は2人とする。ただし、調査士法人は1人として数える。

- 2 前項により選出した委員は、総会の30日前までに理事長に届け出るものとする。
- 3 理事長が委員選出届けを受理したときは、速やかにその氏名を事務局に公示するものとする。
- 4 委員は、被選任候補者となることができない。

(選考委員会)

第7条 委員会は、前条第1項の委員をもって組織する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、理事長が招集する。
- 3 委員長は、委員のうちから互選する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、その事務を総理する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、就任後第1回目に開催される総会の終了のときまでとする。

(委員会の職務)

第9条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 被選任候補者の名簿を事務局に公示すること。
- (2) 選考の結果並びに被選任者が就任を承諾した旨を総会の議長に報告すること。

(委員会の決議)

第10条 委員会の選考に関する決議は、委員定数の4分の3以上が出席し、その過半数をもって決する。

(選任の決定)

第11条 役員の選任の効力は、定款第17条第3項により決議し選任されたときから生ずる。

(秘密保持の義務)

第12条 委員は、その職務の執行上において知ることができた事実を他に漏らしてはならない。

(施行細則)

第13条 この規則を施行するため必要があるときは、理事会の決議により細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年9月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和元年9月13日から施行する。

別表

地 区	区 域
岐 阜	岐阜市
各務原羽島	各務原市、羽島市、羽島郡（岐南町、笠松町）
本巣山県	瑞穂市、本巣市、本巣郡（北方町）、山県市
関八幡	関市、美濃市、郡上市
大 垣	大垣市、安八郡（神戸町、安八町、輪之内町） 不破郡（垂井町、関ヶ原町）、養老郡（養老町） 揖斐郡（揖斐川町、池田町、大野町）、海津市
東 濃	多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市
中 濃	可児市、可児郡（御嵩町）、加茂郡（七宗町、白川町、東白川村） 下呂市のうち金山町 美濃加茂市、加茂郡（坂祝町、富加町、川辺町、八百津町）
高 山	高山市、大野郡（白川村）、下呂市（金山町を除く）、飛騨市